

多治見市「第三者機関と連携した取組」の紹介

【研究の要約】

多治見市の公的第三者機関である子どもの権利擁護委員と小・中学校の連携により、不登校や児童虐待などの児童生徒の問題の早期把握、早期対応を行うため、地域ネットワークの活用も含めた有効な連携の在り方について、モデル地区での事例対応を通して研究を行う。

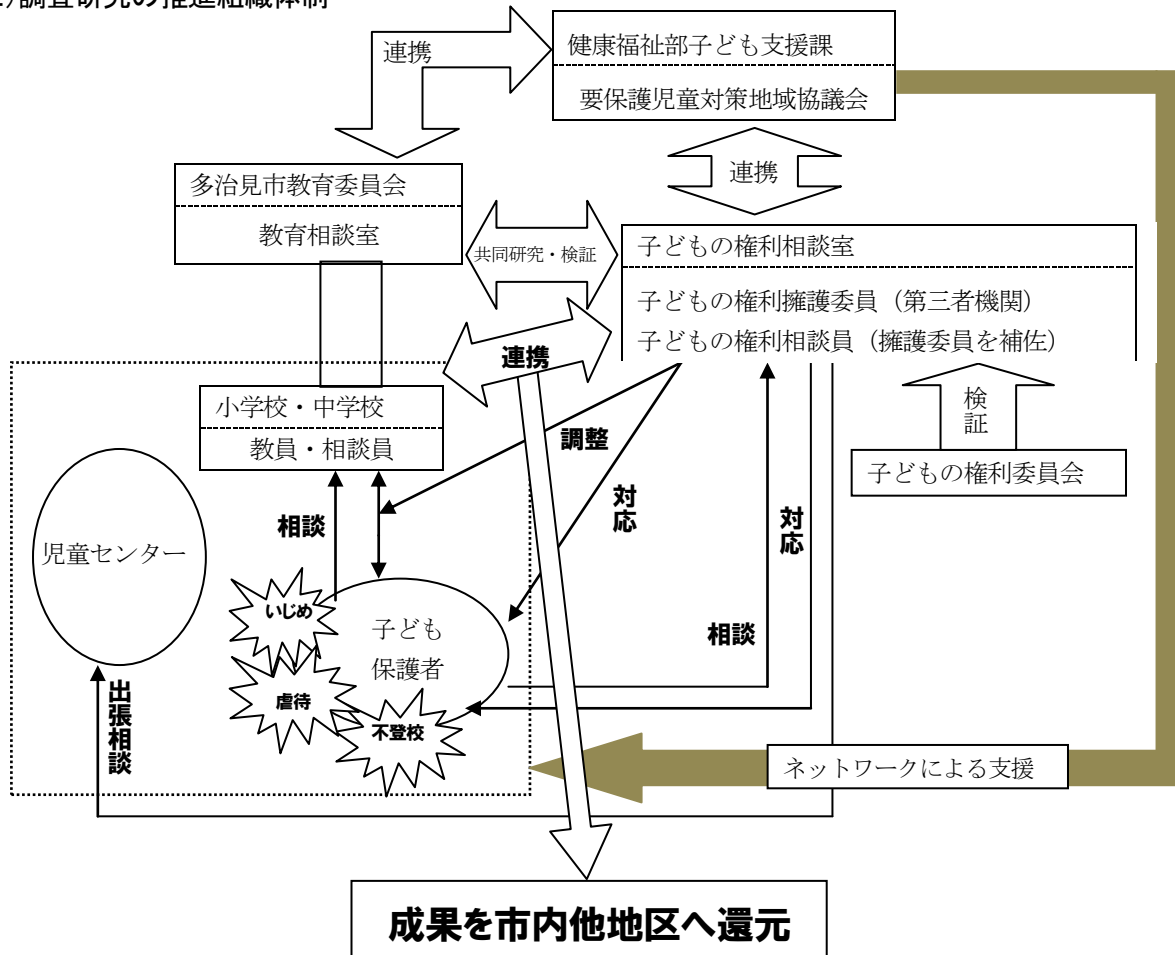
1 研究の構想

(1) 研究テーマとテーマを設定した背景

＜研究テーマ＞ 公的第三者機関との連携による問題を抱える子ども等の自立支援の在り方

保護者の価値観や生活スタイルの多様化により児童生徒の問題も複雑化してきており、本市においても他の市町村と同様に、不登校、いじめ、虐待等の問題は少なくない。本市には公的第三者機関として、子どもの権利擁護委員制度が設置されている。問題の発見を行いやすい小・中学校と、子どもの権利擁護委員が連携することが、児童生徒の問題の早期把握・早期対応に有効であると考え、同テーマを設定した。

(2) 調査研究の推進組織体制



(3) 研究内容

- ① 第三者機関との連携方法と地域ネットワークの構築方法の研究
 - ・学校、教育相談室と子どもの権利擁護委員の連携方法の研究を、地域ネットワークの構築方法の研究と併せ、モデルケースへの対応を通して行う。
- ② 第三者機関（子どもの権利擁護委員）の広報
 - ・児童生徒、保護者等に対し、子どもの権利擁護委員制度の利用促進のための広報を行う。

③研究成果の普及

- ・研究成果の効果的普及を目的として、報告会等広報事業を実施する。

(4) 検証の視点、方法

① 評価指標

- ・関係機関等によるネットワークが、児童生徒の問題の早期把握・早期対応に有効に働いたか。
- ・子どもの権利擁護委員制度の認知度・利用率は高まったか。
- ・研究成果の普及を図ることができたか。

② 評価方法

- ・当事業調査研究・検証委員会による検証
- ・子どもの権利擁護委員による統計分析等による検証
- ・子どもの権利委員会（本市子どもの権利施策の検証を行う委員会）による事業検証
- ・子どもの権利擁護委員制度に関するアンケート調査

2 研究の取組事例

(1) 事例検討・研究

- ・2モデル地区を設定し、各2件の事例研究を行っている。
- ・一つは、昨年から継続している児童虐待（ネグレクト）の事例。事例検討を経て、今年度からは、小中学校教員、子どもの権利相談員（子どもの権利擁護委員の補佐）が、スクールソーシャルワーカーを交えて毎月1回情報交流・事例検討会議を行った。事例検討会議の働きかけにより要保護児童対策地域協議会が開催され、学校、教育相談室、スクールソーシャルワーカー、子どもの権利擁護委員、児童相談所、子ども支援課、保育園によるネットワークを組み、役割分担を行い、対象児童や家庭への指導・支援体制を整えた。児童館とも連携し、対象児童を見守りながら改善を図っている途中である。
- ・その他、別の事例対応において、要保護児童対策地域協議会に、民生児童委員の参加を促し、地域の協力を得て、支援体制の充実を図った。

(2) 子どもの権利擁護委員制度の広報・普及

- ・モデル地区を中心に、相談カードを配布した。
- ・モデル地区等で、子どもの権利相談室による児童センター、公民館での出張相談を実施している。
- ・子どもの権利擁護委員活動報告書の作成とともに、活動報告会を実施した。

(3) 中間報告会の実施

- ・市民を参加対象とした「多治見市子どもの権利擁護委員活動報告会」において、当研究事業の中間報告会を併せて実施した。

3 研究の成果

- ・ネグレクトグレーゾーンの家庭など後手に回りがちな事例について、子どもを取り巻く関係者や関係機関同士のネットワークを拡大させ、関係者が一堂に会することにより、多角的な視点で子どもの支援方法を考え、それに沿って各関係者が支援に当たることができた。
- ・子どもの権利保障の視点から、子ども本人やその関係者が問題解決にかかわるよう促すことで、子ども本人の自立支援につながった。
- ・関係機関の周知・広報活動を積極的に行うことにより、その有効性が、学校関係者、保護者等に伝わり、関係機関の利用の増加につながった。（多治見市の子どもの権利相談室における相談件数は、平成20年度と比べ平成21年度は約5割増加した。※平成22年1月末現在 延べ相談回数203回。平成20年度は年間137回。）

（平成21年度岐阜県指定委託事業「第三者機関との連携による教育相談力強化事業」における調査研究）